



軽油の抜取調査後に残る軽油を有効活用します

不正軽油を発見するために行う軽油の抜取調査後に残った軽油について、これまですべて廃棄することとしていましたが、原油価格の高騰が引き続く中、環境への配慮の観点と処分に係る費用の軽減の観点から、取扱いを見直し、抜取量を減らした上で、残った軽油を有効活用することとしました。

1 これまでの取扱いについて

抜取調査は、軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油、重油等を混ぜた不正軽油を発見するため、地方税法の質問検査権に基づき協力者（石油販売店、運送業者等のトラック等軽油使用燃料の車等）から軽油の提供を受けて行っています。

この抜取調査後に残った軽油については、調査用に提供いただいております。提供いただいた方にも調査用のみ使用する旨お伝えしていることから、県の調査要領に基づき、これまですべて廃棄することとしていました。

※検査1件につき約200mlを抜取り、一次検査で約20mlを使用、不適合であれば県が委託した検査機関に残りの約180mlを引き渡し、検査を実施してきました。

2 今後の取扱いについて

抜取量を現行の200mlから100mlに減らした上で、抜取調査後に余った軽油は有効活用します。

○ 抜取量の減量

二次検査用に必要な量が80ml程度で足りることを検査機関に確認できたことから、二次検査まで行うことのできる最小量の100mlとします。

*地方税法第144条の38第2項
軽油その他の石油製品について必要最小限度の数量を見本品として採取することができる

○ 有効活用

抜取調査用軽油の提供者の同意を得た上で、残った軽油は農業試験場等の重機の燃料として活用します。

※同意の得られなかった軽油については、一次検査で検査薬を使用した軽油に混合し、これまでと同様、廃棄します。

総務部税務課課税係
(課長)降旗 淳 (担当)宮越 績
電話：026-235-7048 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2079
FAX：026-235-7497
E-mail：zeimu@pref.nagano.lg.jp